

## 令和3年第5回大木町議会定例会会議録（第4号）

1. 招集年月日 令和3年9月24日（金） 午前9時30分開議

2. 招集場所 大木町役場議会議場

3. 出席議員

1番	馬場高志	8番	菰方英二
2番	野口裕子	9番	徳永伸行
3番	原田勝	11番	小畠裕司
5番	古賀靖子	12番	中島宗昭
6番	北島好昭	13番	中島和正
7番	益田隆一		

4. 欠席議員 10番 古賀知文

5. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	境公雄	税務町民副課長	山口龍也
副町長	益田富啓	健康福祉課長	田中美和子
教育長	北原孝徳	産業振興課長	広松栄治
総務課長	池末行成	建設水道課長	荒巻尊己
まちづくり課長	野田昌志	こども未来課長	内藤智之
まちづくり副課長	中村和也	こども未来副課長	的場哲也
税務町民課長	杉康則		

6. 本会議に職務のため出席した者の職氏名 議会事務局長 川村九州生

7. 議案の題目

- ①令和2年度大木町一般会計歳入歳出決算の認定について  
（各決算審査特別委員会付託）
- ②令和2年度大木町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について  
（第2決算審査特別委員会付託）
- ③令和2年度大木町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について  
（第2決算審査特別委員会付託）
- ④令和2年度大木町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について

(第1 決算審査特別委員会付託)

- ⑤大木町議会運営委員会の閉会中の継続調査の申出について
- ⑥大木町議会常任委員会の閉会中の継続調査の申出について
- ⑦諸般の報告
- ⑧会議録署名議員の指名について

追加日程

- ①令和3年度大木町一般会計補正予算(第5号)について
- ②損害賠償の額の決定について
- ③大木町教育委員会委員の任命について
- ④大木町教育委員会委員の任命について
- ⑤大木町議会行政組織機構改革評価特別委員会設置に関する決議について
- ⑥大木町議会行政組織機構改革評価特別委員会の閉会中の継続調査の申出について
- ⑦人権擁護委員候補者の推薦について

## 8. 議事

議長　それでは、皆様、おはようございます。

ただいまの出席議員11名、したがって、定足数に達し、定刻を過ぎましたので、議会は成立いたします。

ただいまから第5回定例会4日目を開会します。

なお、10番、古賀知文議員より欠席の届出がなされておりますので、ご了承を願います。

また、本日も安藤代表監査委員に出席をお願いいたしております。

お諮りいたします。議案第42号令和3年度大木町一般会計補正予算(第5号)についてを日程に追加し、追加日程第1、議案第42号令和3年度大木町一般会計補正予算(第5号)についてを議題とすることにご異議ありませんか。

異議なし

議長　　ご異議なしと認めます。したがって、議案第42号令和3年度大木町一般会計補正予算（第5号）についてを日程に追加し、議題とすることに決定しました。

提出者から提案理由の説明を求めます。境町長。

境町長　　議案第42号令和3年度大木町一般会計補正予算（第5号）についての提案理由を申し上げます。

本案の内容につきましては、令和3年度大木町一般会計予算に歳入歳出それぞれ940万円を追加し、それぞれの会計を64億5,073万8,000円として計上するものでございます。

歳入では、感染症予防事業費等国庫補助金256万6,000円、前年度繰越金683万4,000円、また、歳出では、システム開発導入委託料440万円、飲食事業者需要喚起交付金500万円となっております。

詳細につきましては担当課長に説明させますので、ご審議いただき、議決賜りますようお願い申し上げます。提案理由といたします。

議長　　これをもって提案理由の説明を終わります。

詳細にわたる説明を所管課長に求めます。歳出から順に歳入まで説明を願います。田中健康福祉課長。

健康福祉課長　　議案第42号令和3年度大木町一般会計補正予算（第5号）についてご説明いたします。

11ページ、12ページをお開きください。

4款衛生費、1項保健衛生費、3目健康増進事業、440万円の補正を計上

しております。

説明欄、健康診査・健康づくり推進事業、同額で、委託料、システム開発導入委託料でございます。マイナンバーカードを使って、スマートフォンやパソコンからログインする個人用の専用サイトであるマイナポータルで健診情報にアクセスできるように、大木町の健診情報を国が定める標準的な様式に整備し、またそれに対応できるよう情報連携システムを整備するための予算です。

2点あります。

1点目が、健診結果の利活用に向けた情報標準化整備事業、220万円でございます。こちらは2分の1が国の補助になっております。

2点目、健診情報連携システム整備事業、同じく220万円、こちらは3分の2が国庫補助となっております。

以上でございます。

産業振興課長 7款商工費、1項商工費、4目商工振興費で500万円の補正をお願いしております。

説明欄に記載しています飲食業者需要喚起交付金500万円は、度重なる緊急事態宣言による措置として、休業、時短要請等、また宣言措置の解除後においても少人数による入場制限や時短営業などを余儀なくされ、飲食店の経営は大変厳しい状況にあります。

去る8月11日に、大木町商工会長及び大木町飲食店グループ代表者の連名による町内飲食店の支援要請を受けましたが、その内容は新型コロナウイルスの感染状況や、コロナワクチン接種率等の社会状況を見ながら人流緩和の時期をとらえた経済支援策の要望であり、本補正予算は事業継続につながる需要喚起を呼び戻すための交付金事業として補正予算をお願いするものでございます。

なお、今回の補正では一般財源による予算措置としておりますが、新型コロナウイルス感染症対策地域創生臨時交付金のうち、事業者支援分の交付決定後におきましては、財源内訳の補正をお願いし、充当することを予定しております。

以上でございます。

まちづくり課長　続いて、歳入予算補正について説明いたします。

9、10ページをお願いいたします。

14款国庫支出金、2項国庫補助金、3目衛生費国庫補助金、256万6,000円の補正です。感染症予防事業費等国庫補助金、同額は、歳出で説明いたしました健診に係る情報連携システムを整備するための費用に対して交付される金額を計上しております。

19款1項1目繰越金683万4,000円の補正です。前年度繰越金より財政調整のため計上しております。

以上です。

議長　以上で、所管課長の説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

質疑なし

議長　質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。議案第42号については、会議規則第38条第3項の規定によって委員会の付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

異議なし

議長　ご異議なしと認めます。したがって、議案第42号については委員会の付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

討論なし

議長　討論なしと認めます。

お諮りいたします。採決を行いたいと思います。ご異議ありませんか。

異議なし

議長　ご異議なしと認めます。

この採決は起立によって行います。追加日程第1、議案第42号令和3年度大木町一般会計補正予算（第5号）についてを、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

起立多数

議長　起立多数です。したがって、議案第42号、本案については原案のとおり可決されました。

お諮りいたします。議案第43号損害賠償の額の決定についてを日程に追加

し、追加日程第2、議案第43号損害賠償請求の額の決定についてを議題とすることにご異議ありませんか。

異議なし

議長 ご異議なしと認めます。したがって、議案第43号損害賠償の額の決定についてを日程に追加し、議題とすることに決定しました。

職員に議案を朗読いたさせます。事務局長。

事務局長 議案第43号損害賠償の額の決定について。

次のとおり、法律上町の義務に属する交通事故（物損事故）による損害賠償の額を決定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第13号の規定により、議会の議決を求める。

令和3年9月24日提出、大木町長、境公雄。

1、損害賠償額、130万7,985円。

2、相手方、大木町在住個人（別紙資料）。

3、事故の概要。

（1）事故発生年月日、令和3年7月3日。

（2）事故発生場所、大木町大字上八院755番地10付近。

（3）事故状況、町道上八院303号線の溝蓋不全により、車両走行中に溝蓋が外れ、相手方車両を破損させた。

（4）事故処理方法、本件事故による損害賠償金として、本町は相手方に対して130万7,985円を支払うものとし、相手方は当該損害賠償金のほか、本町に対して請求をしない。なお、今後本件事故に関し双方とも異議の申立て、

訴訟は一切行わない。

以上です。

議長 職員の朗読を終わります。

提出者から提案理由の説明を求めます。境町長。

境町長 議案第43号損害賠償の額の決定についての提案理由を申し上げます。

本案は、町道において発生した物損事故の損害に対し相手方との示談が成立したため、地方自治法第96条第1項第12号及び第13号の規定により、議会の議決を経るものであります。

詳細につきましては担当課長に説明させますので、ご審議いただき、議決賜りますようお願い申し上げます、提案理由といたします。

議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

詳細にわたる説明を所管課長に求めます。荒巻建設水道課長。

建設水道課長 議案第43号損害賠償の額の決定について説明いたします。

本案は、令和3年7月3日に大木町大字上八院755番地10付近、町道上八院303号線で発生しました車両走行中に町道の溝蓋が外れたことによる自動車物損事故に伴う和解及び損害賠償の額を定めるものであります。

この事故に伴います過失割合は、町の過失が100%と判断しており、相手方修繕費用等130万7,985円を損害賠償額として決定したいと考えております。

なお、損害賠償額の全額に損害保険が適用されることとなっております。

参考資料の1ページ、損害賠償の額の決定に関する資料に相手方の詳細について記載しておりますので、お目通しいただきますようお願いいたします。

なお、今回の事故に関しまして、側溝の蓋が破損したことが原因であり、事故後直ちに町内の調査を実施しておりますが、類似する箇所はございませんでした。

今後も、町道の適切な維持管理を徹底してまいります。

以上で、議案第43号損害賠償の額の決定についての説明を終わります。

議長 所管課長の説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。9番、徳永伸行議員。

徳永伸行議員 この道路は小学生の通学道路にもなっていますし、早めに正常な状態に持って行ってほしいと思います。既に土地の買収とかも終わっていると聞いています。いつ頃終わるような予定か、分かればお願いします。

議長 要望も含めてということではありますが、答弁を許します。荒巻建設水道課長。

建設水道課長 徳永議員のご質問にお答えします。

今回、事故が起きた箇所につきましては、議員の言われるとおり小学生の通学路であるということは認識いたしております。地元からも、家の建て替えをされるということで、局所的な道路の拡幅の要望があったことから、用地の協議、相談中の事項でございました。

現在、用地の同意を得て、契約も済み、所有権の移転が終了しておるところです。引き続き予算の関係もございますので、工事発注について進めていく予定であります。

以上でございます。

議長 答弁よろしいですか。

では続いて、12番、中島宗昭議員、どうぞ。

中島宗昭議員 この補償額というのは、本人の自損事故の保険か何かの適用ということでございますか。

議長 答弁を許します。荒巻建設水道課長。

建設水道課長 中島議員のご質問にお答えします。

損害賠償の額に損害保険が適用されるという説明をさせていただきましたけれども、その保険につきましては、町が加入しております町村会の損害賠償保険ということになります。

以上でございます。

議長 12番、中島宗昭議員。

中島宗昭議員 関連ではございますが、おとといの一般質問でも行いましたように、町内あちこちに修理を要する道路があります。こういったことが、今後は車だったけれども、人身事故とかそういった形につながっていくと、今後

いろんなことで訴訟問題が出てくると思いますので、十分にその辺は注意して修復を行っていただきたいと思います。

議長 意見ということで結構ですかね。

ほかに質疑ありませんか。

質疑なし

議長 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。議案第43号については、会議規則第38条第3項の規定によって委員会の付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

異議なし

議長 ご異議なしと認めます。したがって、議案第43号については委員会の付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

討論なし

討論なしと認めます。

お諮りいたします。採決を行いたいと思います。ご異議ありませんか。

異議なし

議長　　ご異議なしと認めます。

この採決も、起立によって行います。追加日程第2、議案第43号損害賠償の額の決定についてを、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

起立多数

議長　　起立多数です。したがって、議案第43号、本案については原案のとおり可決されました。

お諮りいたします。議案第44号及び議案第45号大木町教育委員会委員の任命についてを日程に追加し、追加日程第3、議案第44号大木町教育委員会委員の任命について及び追加日程第4、議案第45号大木町教育委員会委員の任命についてを議題とすることにご異議ありませんか。

異議なし

議長　　ご異議なしと認めます。したがって、議案第44号及び議案第45号大木町教育委員会委員の任命についてを日程に追加し、議題とすることに決定しました。

追加日程第3、議案第44号大木町教育委員会委員の任命についてを議題といたします。

職員に議案を朗読いたさせます。事務局長。

事務局長　　議案第44号大木町教育委員会委員の任命について、次の者を大

木町教育委員会委員に任命することについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第4条第2項の規定により、議会の同意を求める。

令和3年9月24日提出、大木町長、境公雄。

住所、福岡県三潴郡大木町大字上八院868番地、氏名、渡邊みのり（46歳）。

以上です。

議長 職員の朗読を終わります。

提出者から提案理由の説明を求めます。境町長。

境町長 議案第44号大木町教育委員会委員の任命についての提案理由を申し上げます。

本案は、大木町教育委員会委員の渡邊みのり氏の任期が本年10月1日をもって満了することから、同氏を再任いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

よろしくご審議いただき、ご同意賜りますようお願い申し上げまして、提案理由といたします。

議長 これをもって提案理由の説明を終わります。詳細にわたる説明は提出者からなされましたので、省略いたします。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

質疑なし

議長 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。議案第44号については、会議規則第38条第3項の規定によって委員会の付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

異議なし

議長 ご異議なしと認めます。したがって、議案第44号については委員会の付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

討論なし

議長 討論なしと認めます。

お諮りいたします。採決を行いたいと思います。ご異議ありませんか。

異議なし

議長 ご異議なしと認めます。

この採決は起立によって行います。追加日程第3、議案第44号大木町教育委員会委員の任命については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

起立多数

議長 起立多数です。したがって、議案第44号大木町教育委員会委員の任命については同意することに決定しました。

ただいま、本人が見えられておりますので、ご挨拶を願いたいと思います。

暫時休憩いたします。

休憩	時	分
再開	時	分

議長 再開いたします。

ご本人、こちらに見えられておるということでございますので、後ほどご挨拶を頂戴したいと思いますので、よろしく願いいたします。

議案については先に進ませていただきます。

追加日程第4、議案第45号大木町教育委員会委員の任命についてを議題といたします。

職員に議案を朗読いたさせます。事務局長。

事務局長 議案第45号大木町教育委員会委員の任命について、次の者を大木町教育委員会委員に任命することについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第4条第2項の規定により議会の同意を求める。

令和3年9月24日提出、大木町長、境公雄。

住所、福岡県三潴郡大木町大字笹淵1010番地、氏名、北村美保（49歳）。

以上です。

議長 職員の朗読を終わります。

提出者から提案理由の説明を求めます。境町長。

境町長 議案第45号大木町教育委員会委員の任命についての提案理由を申し上げます。

本案は、大木町教育委員会委員の山北岩男氏の任期が本年10月1日をもって満了することから、新たに北村美保氏を任命いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。よろしくご審議いただき、ご同意賜りますようお願い申し上げます。提案理由といたします。

議長 これをもって提案理由の説明を終わります。詳細にわたる説明は提出者からなされたので、省略いたします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

質疑なし

議長 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。議案第45号については、会議規則第38条第3項の規

定によって委員会の付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

異議なし

議長　ご異議なしと認めます。したがって、議案第45号については、委員会の付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

討論なし

議長　討論なしと認めます。

お諮りいたします。採決を行いたいと思います。ご異議ありませんか。

異議なし

議長　ご異議なしと認めます。

この採決は起立によって行います。追加日程第4、議案第45号大木町教育委員会委員の任命についてを、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

起立多数

議長　起立多数です。したがって、議案第45号大木町教育委員会委員の任命については同意することに決定しました。

こちら、ご本人到着次第挨拶を願いたいと思います。

お諮りいたします。発議第8号大木町議会行政組織機構改革評価特別委員会の設置に関する決議についてを日程に追加し、追加日程第5、発議第8号として議題とすることにご異議ありませんか。

異議なし

議長　ご異議なしと認めます。したがって、発議第8号大木町議会行政組織機構改革評価特別委員会の設置に関する決議についてを日程に追加し、議題とすることに決定しました。

提出者からの説明を求めます。北島好昭議員。

北島好昭議員　議長の許可を得ましたので、発議第8号大木町議会行政組織機構改革評価特別委員会の設置に関する決議の提案理由を申し上げます。

まず、本会議日程第1日目において、休憩時間ではありましたが、任意の委員会として全員協議会において中間報告を行いました。その際、執行部におかれては、公的記録は残らないものの全員協議会に同席の上、中間報告を真摯に拝聴いただいたことに対しお礼を申し上げます。

さて、中間報告でも指摘いたしましたが、今回のアンケート結果からは機構改革が目指す町の将来像が執行部と職員の間では共有化されていないこと、共有化できない理由としては、行政の長である町長の思いが職員間に十分理解されぬまま組織が稼働したことによるやらされ感が職員に充満し、職員の仕事に対する意欲へとつながっていないことがうかがえます。そのことから、執行部に対し、職員との目的意識の共有化を早急に図られるよう求めたものです。

中間報告に対し、町長より、今後アンケートを取って検証されるのだろうが、人事や組織の面については執行部を信用し、任せてもらいたいとの発言がありました。当然、行政の長である町長がその権限において行うことに議会が口出しすることはないわけですが、住民サービスの向上のために提案された組織機構の改正条例案に賛成した議会の責任として、新機構が住民サービスの向上に寄与しているのかの検証は、行政への干渉ではなく、議会の責任として必要なことであると考えるところです。そのことから、地方自治法第109条及び大木町議会委員会条例第5条の規定に基づき、大木町議会行政組織機構改革評価特別委員会を設置するものです。

つきましては、議員各位におかれましては設置の趣旨にご理解賜り、議決いただきますようお願いし、提案理由の説明とさせていただきます。

議長 提出者の説明を終わります。なお、特別委員会設置に関する詳細についてはお手元の決議案をご参照願います。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

質疑なし

議長 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

北島好昭議員、ありがとうございました。

これから討論を行います。まず、反対の立場での討論はありませんか。

討論なし

議長 次に、賛成の立場での討論はありませんか。たくさんありましたので、まず、2番、野口裕子議員。

野口裕子議員 消極的賛成として意見を言います。私は、今回のアンケート結果で職員への説明不足、それにより職員の理解不足、そして不信感と繋がっていることがわかりました。北島委員長の間接報告、今回の説明で言われるように住民福祉向上のために職員のモチベーションは大事です。そのためにも、今回の機構改革へのフォローアップ対策として職員への研修、意識調査改革など、副町長を中心とする委員会を設け、執行部は早急に執り組むべきと考えます。

議長 次に、3番、原田勝議員。

原田勝議員 私は、賛成の立場から意見を述べさせていただきます。

個人的には、特別委員会の設置までしなくてもいいのではと思いますが、職員さんの中にも強い方や元気な方、または内気で消極的な方などいると思います。本町住民の皆様も、職員さんと一緒にいろいろな方がいらっしゃいます。

現代社会一般では、善いことをしても話は広がらないが、悪いことや失敗するところからたたかれます。世の中全般に、昔より人情が薄くなったと私は思います。昔のいい面を残しつつ、今の時代に合った改革を皆でしたらいいと思います。

ありがとうございました。

議長 次に、11番、小島裕司議員。

小島裕司議員　今回の決議案に対しての意見でございますが、私たち議員は二元代表制の下、町民の付託に全力で答えなければならないと思っております。

先ほど、北島議員より設置に対する決議でも言われたとおり、住民サービスの向上を目的としております。私たち議員も、それから執行部及び職員が一致協力して機構改革がすばらしいものになるよう努力することで、賛成意見とさせていただきます。

よろしく申し上げます。

議長　ほかにございませんか。

討論なし

議長　これをもって討論を終結いたします。

お諮りいたします。採決を行いたいと思います。ご異議ありませんか。

異議なし

議長　ご異議なしと認めます。

この採決は起立によって行います。追加日程第5、発議第8号大木町議会行政組織機構改革評価特別委員会の設置に関する決議についてを、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

起立多数

議長 起立多数です。したがって、追加日程第5、発議第8号については、原案のとおり可決されました。

お諮りいたします。ただいま設置されました大木町議会行政組織機構改革評価特別委員会の正副委員長については、この場において特別委員会を開催し互選を行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

異議なし

議長 ご異議なしと認めます。

暫時休憩いたします。

休憩 時 分

再開 時 分

議長 それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

大木町議会行政組織機構改革評価特別委員会の委員長、副委員長が、お手元に配付いたしましたとおり決定しておりますので、報告いたします。

委員長に北島好昭委員、副委員長に古賀靖子議員、以上のとおりであります。

追加日程第6、大木町議会行政組織機構改革評価特別委員会の閉会中の継続調査の申出についてを議題といたします。

行政組織機構改革評価特別委員会委員長から、会議規則第72条の規定によ

り、お手元に配付いたしました所管事務の調査、研究に関する事項について閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りいたします。委員長からの申出のとおり閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

異議なし

議長　ご異議なしと認めます。したがって、委員長からの申出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定しました。

暫時休憩いたします。

休憩	時	分
再開	時	分

議長　それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第1、議案第34号令和2年度大木町一般会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

本案は、去る9月9日に決算審査特別委員会に付託されておりましたので、各決算審査特別委員会委員長の報告を求めます。

まず、第1決算審査特別委員会、徳永伸行委員長。

徳永委員長　令和3年第5回大木町5月定例議会に提案されました議案第3

4号令和2年度大木町一般会計歳入歳出決算の認定についてのうち、第1決算審査特別委員会に付託されました総務課、産業振興課、農業委員会、建設水道課、税務課、税務町民課、まちづくり課のうち財政グループ、政策企画グループ、地域づくり推進グループ、議会事務局の4課1局3グループ1委員会の決算審査を9月13日より議員控室において、順次各課局の担当課長、副課長及び局長及び主幹の出席を求めて審査いたしました。

本会議の中で、一般会計歳入歳出決算書及び主要な施策の成果、さらに監査委員による決算審査意見書等で既に報告済みではありますが、詳細なる説明を求め、審査を実施いたしました。

まずは、一般会計の決算概要を申しますと、令和2年度一般会計歳入歳出決算額は、歳入総額8億2,388万5,000円、歳出総額8億1億740万8,000円、差引額5億1,647万7,000円、翌年度へ繰り越すべき財源2,918万1,000円、実質収支額は4億8,729万6,000円の黒字となっています。

標準財政規模に対する実質収支額の割合で示される実質収支比率は14.2%となっている。実質収支比率は一般的には3%から5%が望ましいとされている。歳入決算額に対し、歳出決算額が過少となっており、不用額もかなり発生している。これは予算策定段階で過剰な予算か、または実施段階での把握が十分できていないことの表れではないでしょうか。今後の改善をお願いしたい。

次に、令和2年度一般会計の歳入状況は、予算現額8億7,091万1,000円、調定額8億6,333万4,000円、収入済額8億2,388万5,000円、不納欠損額102万1,000円、収入未済額3,842万7,000円となっており、予算現額に対する収入済額は執行率98%とな

っております。

歳入の特徴は、地方交付税3.7%増、地方消費税交付金が24%の増、寄附金・ふるさと納税が8.5%の増、町税が1.7%の増、県支出金が7.7%の増、国庫支出金が237.6%増となっており、国庫支出金特別定額給付金が全額国費で全町民に支給されたことにより、歳入決算総額を拡大させています。

収入未済額の内訳は、町民税1,424万8,000円、固定資産税2,072万6,000円、軽自動車税193万8,000円などとなっております。

滞納処理については、職員の徴収への努力の跡がうかがわれ、不納欠損についてはやむを得ないものがありますが、大多数を占める善良な納税者に不満を抱かせるような結果にならないよう、引き続き収納対策の強化を望むものであります。

新型コロナウイルス感染症の拡大がいつまで続くか先行きが不透明であり、どのような影響を受けるか分かりません。今後も、計画的な施策の実施と効果的な予算の執行に努められ、健全な財政運営を堅持されることを期待しております。

次に、特別委員会での審査の内容を報告します。委員からの質疑、要望、提言等の回答を中心に報告いたします。

総務課。

人事評価制度において事務職の評価は難しいと思うが、人材育成の一環として捉えられる。課ごとに組織目標が設定され、それぞれが何を実施するか目標と計画を立てて、担当者はその計画の中から個々に目標を設定、評価は階層別にそれぞれの課長が行っている。評価基準を合わせるために調整会議を行っている。課長の評価は副町長が行う。

2、フリーアドレスデスクの採用、活用について。1階の健康福祉課に設置してあるが、窓口業務の人、固定した業務を抱えている人、業務内容でいるべきスペース、場所が決まる。活用するに当たり、予算化する前にどこで活用するか検討の余地があったのではないか。それに対し、機構改革で1階にフリーアドレスデスクが置かれなければスペースを確保することができなかった。週4日勤務の人の机を確保するためには、スペースが足らなかったと。今後、ペーパーレス化が進めば、ラックなどが減ってスペースの確保も容易になると考えている。2階の事業系ではフリーアドレスデスクがもっと活用できると思うが、1階の窓口業務は個別相談などしやすくなったと好評とのこと。

3、Jアラート。スピーカーの音声は非常に聞きづらい。防災ラジオなどの配布を増やしてはどうか。大雨のときなど聞きづらいことは承知している。伝達手段は複数必要と考えている。Jアラートもその一つと思う。現在は携帯電話の伝達も行われている。携帯電話の不得手なお年寄りなどには、防災ラジオを現在600台ほど配布している。財源の問題もあり、必要とあれば今後検討していく。

総務課に関しては、委員全員が賛成され、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

産業振興課、農業委員会。

農業振興地域整備事業の中で全体の見直しを行っていると思うが、進捗状況はどのようになっているか。土地改良事業で換地された狭小農地、現状にそぐわない状況になっている青地の農地、守るべき農地とそうでない農地を明確に区別するために、2年かけて全体の見直しを実施。現在、県との協議をするため、事前に確認をしてもらっている段階である。

2、施設園芸型農業振興事業で1,000万円以上の不用額が出ているが、

何ゆえか。繰越事業分の不用額と入札残である。令和元年度の災害復興事業で申請をして認可されたが、事業者が直前に工事を取りやめたために発生したものの。農林事務所と協議の上、始末書をもらい、取り下げた。そのために生じている。

3、耕作放棄地は1万745平米となっているが、少ないのではないか。ある地区だけで5,000平米存在する。実態はまだ多いと考えるが、一昨年までは2,000平米程度であったが、実態はまだ多いと思われる。今年8月に調査を行っており、来月には結果が集計でき、報告できると思いますとのことです。

産業振興課、農業委員会に関しては、委員全員が賛成され、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

税務町民課。

1、資金の運用は安全確実の下に行われていると思うが、運用先はどこを利用しているのか。証券会社を通して運用している。国債から最低地方債まで運用をしている。公金運用委員会の承認を受け運用しているが、あまり動きはない。

転入転出される方は結構おられるが、それぞれ大木町のファンになってもらうための秘策は何かないか。転出する人にふるさと納税をお願いするなど、アイデアはないか。それに対し、転出される方、転入される方に証明書などを発行する際に、案内文を配布することなどは可能だと思う。同時にふるさと納税のパンフレットなどを配布するのもいいのではないだろうか。

3、不納欠損の新たな要因として、特徴的なものはないか。特に特徴的なものは見受けられないが、未納のまま転出され、住所変更もされずそのままになっている。そのため、原因が分からないことが多い。

軽自動車税の滞納は何ゆえか。乗らないが廃車せずにそのまま放置してあったり、業者に下取りしてもらい業者がそのままにしていたりなどがある。本人に早く廃車するようアドバイスすることもある。

全体的に厳しい社会情勢の中、徴収率が伸びていることは評価できる。毎年言っているが、徴収係は正義感と責任感を持って徴収率アップに努力していただきたい。ただし、身の危険にさらされることのないよう願います。

税務町民課の管轄分に関しては、各委員が賛成され、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、建設水道課。

1、山ノ井川の越水状況は改善されているのか。山ノ井川の嵩上げ工事は下流から進められている。まだ途中である。また、筑後地区の堀は大雨のときのダム役割も果たしている。現在、事前落水を行い、内水氾濫を防止している。また、一部の地区において農家の協力を得て田んぼダムの実験も始めている。

2、冠水している道路の嵩上げ工事は3か所行っているが、どのくらい嵩上げしているのか。2か所については側溝があり、側溝と一緒に10センチメートルから20センチメートル嵩上げ工事を行った。1か所は側溝がないところで、のり面を造り嵩上げをしている。3か所とも周囲に家が建っており、嵩上げによって完全に冠水防止はできない状況にある。地区の人々と協議を行い、冠水は完全に防止できないが、軽減されることを理解してもらった。

建設水道課に関しては、委員全員が賛成され、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

まちづくり課、1、財政グループ。

今後財政状況は厳しくなると思われ、町長をはじめ全ての職員さんに危機意識が共有されているのか、議会側から見ると、事業それぞれ本当に必要なもの

か十分検討されているのか疑問に思うところがある。議会側にも、財政状況や中長期計画を示してもらっている。やりたい気持ちはよく分かるが、新規事業も継続事業も本当に必要なことなのか、十分検証してほしい。

2、政策企画グループ。バスの運行補填について、今年度コロナ影響もあり利用者がかなり減っている。福祉バスのようなどこでも乗れる、どこでも降りられる、そのようなバスの運行はできないか。周辺の市では路線は決まっていると思うが、運用している。西鉄さんにも話を聞いて調査検討したが、運行規定など厳しいものがあり、採用はしていない。

町長への手紙にはどのようなものがあるか。光回線やコロナ対策についてなどが多く寄せられている。2週間以内に回答はしている。そのほかにも、各課に個別に届いているが、全ては把握できていない。

3、地域づくり推進グループ。ひしのみ国際交流センターの活動状況について、設立目的は人材育成。海外研修を中心に進められてきたが、今年も派遣できていないのが現状で、予算が余っているのではないか。できないのであれば予算計上すべきではないのではと思うがとの問いに、今まで計画的に海外派遣などを進めてきたが、今年度はコロナの影響もあり活動できていない。今まで地域企業賛助会員から寄附もいただいております、財産も残っている。今後も事業をすることを前提に、理事長とも相談して事業を進めている。

まちづくり課、3グループに関しては、委員全員が賛成され、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議会事務局。

議会事務局に関しては、質疑はありましたが、特段報告すべきものはありませんでした。研修は大変ためになる。今後コロナが収束したら、さらに研修に参加しやすくなるようにしてほしい。

議会事務局に関しては、各委員が賛成され、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

第1決算審査特別委員会に付託されました4課1局1委員会3グループについては、厳しい財政の下、歳出削減の努力がうかがわれ、適正な予算執行がなされており、これからも活性化と効率化を期待するものであります。また一方で、最も大切な住民サービスの低下がないよう切に望むものであります。

予算執行については、不用額が見受けられるので、予算計上時における確かな把握と適宜減額補正をお願いしたい。執行計画及び状況を分析し、財源の有効活用を望むものであります。次なる予算編成と財政運営に活かされることを期待します。交付率のいい事業への応募はもちろんのこと、取捨選択も必要であり、無駄な申請や予算の計上をなくすよう、財源の掘り起こしと身の丈に合った予算編成につながることを願うものであります。

議案第34号令和2年度大木町一般会計歳入歳出決算認定についてのうち、第1決算審査特別委員会に付託されました所管課、グループの全ての審査を終え、採決を行い、全委員原案のとおり認定すべきものと決定しました。

以上、第1決算審査特別委員会の審査の経過と結果の委員長報告を終わります。

議長 委員長の報告を終わります。

委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

質疑なし

議長 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

第1決算審査特別委員会、徳永委員長、ありがとうございました。

続いて、第2決算審査特別委員会委員長の報告を求めます。益田隆一委員長。

益田委員長 第2決算審査特別委員会に付託されました案件、議案第34号令和2年度大木町一般会計歳入歳出決算認定についての当委員会の審査結果の報告を行います。

去る9月13日、14日、15日の3日間にわたり、こども未来課、まちづくり課、健康福祉課の順に委員5名が出席し、各担当課長、担当係長の出席、説明を求め、審査を行いました。

本会議の中で、一般会計歳入歳出決算書及び主要な施策の成果、さらに監査委員による決算審査意見書等で既に報告済みではありますが、詳細説明資料の提出を求め、審査を実施したところであります。

こども未来課の審査結果について。

子育て支援係は、子育て支援事業として令和2年度よりふるさと納税寄附金活用事業として、赤ちゃんギフトを乳児家庭全戸訪問し、97人に贈呈している。ギフト内容としては、本町独自のカラーが出て町民にも好評いただいております。子育てしやすい、子育てを応援している町としてアピールを十分に発揮しているための予算を適切に実行している。

こども未来課では、本年度からGIGAスクール構想に基づき学習用PCを全ての学校に導入し、さらにICTを活用した効果的な学習活動を推進するため、電子黒板も整備している。今後は、これら整備された子どもたちへの新しい教育体制に成果を期待したい。長年の懸案事項だったトイレの改修工事も完了し、快適な教育環境を整備している。しかし、学校の改修工事が全て完了しているわけではなく、雨漏りやプールの問題など、これからも予算がかかりそ

うな案件に対し適切な予算を組むことを期待したい。

まちづくり課の審査結果について。

環境課に関しては、環境保全パトロールで野焼きやポイ捨てのごみのクレーム等が減ったとのことだったが、実際にはまだまだ改善されていない地域もある。データや数字上で把握できないことには比較できず、今後の対策を期待したい。

地球温暖化対策事業として、太陽光発電設備等の助成金を町として推奨している。当たり前のことではあるが、本町が町民及び民間に推奨している立場である以上、今後新しく建築されるであろう法的建築物にも環境を意識し、それらのことを推奨していくことが務めであることを強くお願いしたい。

八女西部広域事務組合負担金に関しては、以前から本町の負担分が他市町村に比べ本町の意識と乖離していることから議会としても注視していたが、執行部はしっかりとその意見を尊重し、真摯に対応している。今後の展開に大変期待したい。

社会教育部門に関しては、特にスポーツ大会など社会教育に関する行事がコロナウイルス感染症によりほとんどが中止に見舞われた。事業の運営方法が大きく制限され、事業本来の目的が十分達成できないという課題も顕在化した。

健康福祉課の審査結果について。

健康福祉課に関しては、コロナウイルスの混乱の中、町民の健康増進、病気予防のための健診を意識してもらい、周知不足を補い、行動に移してもらう町民の健康に対する取組を評価し、努力が見える。しかし、健康福祉センターアクアスの将来の展望が見えない。コロナウイルス感染症の影響により今後の収支が伸び悩むところであるが、コロナ以前のように戻るということは考えにくく、コロナとの共存を図っていく上でいかに存続していくか、綿密な計画を

立てるべきと考える。予算を使い修繕し、延命を図っていく計画はいいが、中長期的な目線で計画的な工事を行っていくための具体的な計画が我々議会の目には見えず、今後の展開に期待したい。

全体的に感じたことは、昨年と同じだが、新型コロナウイルス感染症による影響で各課で計画していた行事、講演等がなくなり、不用額が多いことが散見された。新型コロナウイルスの影響により、経済社会も地域社会も大きな変化を強いられており、直接的に人と人とが集い、互いに学び合って地域活性化に寄与してきた社会教育においても活動が大きく制限され、地域の活性化が著しく低下していると思われる。高齢者に対しての社会教育活動が行われない状態が継続することは、高齢者と、取り巻く家族に大きな負担を生じさせる可能性が高い。今回の新型コロナウイルス感染症の流行もいずれ収まるにせよ、今後と同じような何らかのパンデミックが生じることは十分考えられる。そのときに備えて、今回の対応をまとめておくことも行政上の責務と考える。

コロナ禍において、どの課でも仕事上の会議にはウェブ会議が用いられると思う。移動時間など短縮されるメリットはあるが、対面式の会議とは違いタイムラグが発生する。便利な反面デメリットもあるわけで、会議自体の数も増えていると聞いている。無駄に会議を開き行政サービスに影響が出ないように、意義ある会議が増えることを望む。

決算審査中に感じたことは、機構改革による新たな課の編成により、当委員会の中では決算の説明や、資料等の提出に関しても、以前とは違和感があるとの話も出た。決算報告の内容とは異なるが、議会として行政組織機構改革評価特別委員会の機構改革案を提案したが、決算の報告内容にもこの機構改革が影響しているものと感じ取られる部分が多々あった。課によっては以前よりも担当部署が多くなり、仕事量が増え、うまく回っていないのではないかと推察し

てしまう。

コロナウイルスの影響により世の中は一変し、この流れにのまれ進化できないものは淘汰されていくのをまざまざと見せられている。行政も同じく、コロナ以前から町長が話していたとおり、急激に変化している世の中に対しこれまでの行政組織では乗り切れないという判断をし、今回に至ったと思う。私も個人的には全く同感であり、こういった組織の中にも新しいものに拒否反応を起こし、現状維持装置が働き変化を嫌う方もおられるかと思う。全員が全て同じ意見というのは難しく、組織というのは100人中100人が同じ考えを持っていない。

町長いわく、機構改革は職員の満足度を得るために行っているのではなく、新しい課題にしっかりと取り組んでいくことのできる行政運営を変えるためと答弁している。この機構改革は内容としては期待できるものであるため、町長には先頭でかじを切って未来へと進んでいただきたい。

しかし、この恩恵を受けるべき町民は、行政サービスの劣化が顕在化しない限りは役場内の状況を全く感じ取ることができないと思う。もしこの行政サービスに劣化が見られたときには、それが町民に感じ取られる前に是正しないとイケない。トップは常に現場にいるわけではなく、現場で対応しているのは職員であり、問題点、改善点などもよく分かっているのだと思う。今回の決算審査はその予兆を感じ、これから負の影響が出てくるのではと懸念が生じた。

町長の説明のとおり、この機構改革は職員の満足を得るためではないものは全くもってそのとおりだが、職員にこの機構改革に意義や価値を持たせるのは町長、副町長のマネジメント力にかかっていると思う。それがひいては町民に対してのサービスの向上につながるようになると思う。

今年度の決算については、重々に今後検討してもらいたい内容もあったが、

職員の皆様はコロナ禍の中にもかかわらず、職場環境の変化にも対応していくという大変な時期だったと思う。来年の予算審査時にどのように反映されているのか大変期待するところである。

以上で、第2決算審査特別委員会に付託されました所管課全ての審査を終え、令和2年度大木町一般会計歳入歳出決算については原案のとおり認定し難いものではあったが、期待を込めて認定すべきものと全員賛成により決定したことを報告します。

議長 委員長の報告を終わります。

委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

質疑なし

議長 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

第2決算審査特別委員会、益田委員長、ありがとうございました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

討論なし

議長 討論なしと認めます。

採決を行いたいと思います。ご異議ありませんか。

異議なし

議長　　ご異議なしと認めます。

日程第1、議案第34号令和2年度大木町一般会計歳入歳出決算の認定についてを採決いたします。この採決は起立によって行います。

この決算に対する各委員長の報告は認定とするものです。この決算は、各委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

起立多数

議長　　起立多数です。したがって、議案第34号令和2年度大木町一般会計歳入歳出決算の認定については、委員長の報告のとおり認定することに決定しました。

暫時休憩いたします。再開を10時55分とさせていただきます。

休憩　　10時44分

再開　　10時55分

議長　　それでは再開いたします。

休憩前に引き続き会議を開きます。

ここで、議案第44号についてご同意いただきました大木町教育委員会委員であります渡邊みのり氏がお見えになっておりますので、ここで挨拶を許したいと思います。渡邊みのりさん、どうぞ。

渡邊みのり氏 教育委員 2 期目を承認いただきました渡邊みのりです。

目まぐるしく変化する教育現場で先生方のご苦勞を理解しつつ、大木町の子どもたちがよりよい学びができるように、私自身も学びを続けていきたいと思  
います。よろしくお願いいたします。

議長 続いて、議案第 4 5 号におきましてご同意いただきました大木町教育  
委員会委員であります北村美保さん、よろしくお願いいたします。

北村美保氏 ご承認ありがとうございます。北村美保です。

未来ある大木町の子どもたちが心身ともに健やかに成長できますよう、精一  
杯頑張ります。よろしくお願いいたします。

議長 それでは、お二人の挨拶を終わります。

お諮りいたします。日程第 2、議案第 3 5 号令和 2 年度大木町国民健康保険  
特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第 3、議案第 3 6 号令和 2 年度大  
木町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定については、それぞれ関連が  
ございますので、一括議題としたいと思います。ご異議ありませんか。

異議なし

議長 ご異議なしと認めます。したがって、議案第 3 5 号、議案第 3 6 号に  
ついては、一括議題といたします。

本案は、去る 9 月 9 日に第 2 決算審査特別委員会に付託されておりましたの  
で、第 2 決算審査特別委員会委員長の報告を求めます。益田隆一委員長。

益田委員長　　まずは、国民健康保険特別会計についての決算審査報告です。

本会議において、第2予算審査特別委員会に付託された議案第35号令和2年度大木町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についての審査報告をいたします。

歳入決算額は16億2,210万3,695円、歳出決算額は16億5,81万2,285円であり、3,570万8,390円の赤字決算となっております。昨年を引き続き、歳入不足を補填している。歳入においては、国民健康保険税は現年度分の収納率は96.2%、滞納繰越分の収納率は25.8%と昨年度より率としては減少している。収納未済額が4,650万1,643円となっていることから、未収納金の徴収に努力してもらえるよう期待する。今後、国民健康保険料は高額になっていくことが予想されていることから、医療費抑制のための保険事業を実施し、適切に対応していくことを望みます。

以上、審査結果、令和2年度大木町国民健康保険特別会計決算は原案のとおり認定すべきものと、全員賛成により決定したことを報告いたします。

続きまして、後期高齢者医療特別会計。

第2予算審査特別委員会に付託された議案第36号令和2年度大木町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、審査結果を報告します。

歳入決算額は1億9,007万9,557円、歳出決算額は1億8,469万2,807円であり、538万6,750円の黒字決算となっている。福岡県後期高齢者医療広域連合が運営を行うが、直接関係のある被保険者の移動、保険証の交付など窓口業務や納付書の発行、保険料の徴収事務のみ町が行っている。

特段の質問はなく、全員一致で可決すべきものと決しました。

以上、令和2年度後期高齢者医療特別会計決算についての審査結果の委員長報告といたします。

議長 委員長の報告を終わります。

これより委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

質疑なし

議長 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

第2決算審査特別委員会委員長、ありがとうございました。

これから討論を行います。議案第35号、議案第36号につきまして討論はありませんか。

討論なし

議長 討論なしと認めます。

採決を行いたいと思います。ご異議ありませんか。

異議なし

議長 ご異議なしと認めます。

日程第2、議案第35号令和2年度大木町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決いたします。この採決は起立によって行います。

この決算に対する委員長の報告は認定とするものです。この決算は、委員長

の報告のとおり認定とすることに賛成の方は起立願います。

起立多数

議長 起立多数です。したがって、議案第35号令和2年度大木町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定については、認定することに決定しました。

続いて、日程第3、議案第36号令和2年度大木町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。この採決も起立によって行います。

この採決に対する委員長の報告は認定とするものです。この決算は、委員長の報告のとおり認定とすることに賛成の方は起立願います。

起立多数

議長 起立多数です。したがって、議案第36号令和2年度大木町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定については、認定することに決定しました。

日程第4、議案第37号令和2年度大木町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定についてを議題といたします。

本案は、去る9月9日に第1決算審査特別委員会に付託されておりましたので、第1決算審査特別委員会委員長の報告を求めます。徳永伸行委員長。

徳永委員長 第1決算審査特別委員会に付託されました議案第37号令和2年度大木町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について、審査結果の報告をいたします。

去る9月14日、議会会議室において、建設水道課課長、主幹の出席の下、

委員全員参加により、詳細な説明を受けて、慎重に審議を行いました。

水道の排水、給水状況については、年間総配水量が120万7,000立方メートル、前年に比べ約2万2,077立方メートルの増となっております。

また、有収水量は115万8,000立方メートル、排水量に対する有収率は95.9%で、対前年度比1.4ポイント増加しています。

また、年間配水量のうち1日最大配水量は3,787立方メートルで、前年より52立方メートル減少しています。有収率95.9%、前年比1.4ポイントアップとなった理由は、基幹管路の耐震化事業の進捗が46%まで進んでいる結果によると考えられます。

おいしい水の安定供給は当然のことながら、水道料金については町民にとって最も日常生活に密接なものであることから、事業経営の効率化、経済性の追求に努められ、低料金で提供できることを切に要望したところであります。

最後に、第1決算審査特別委員会に付託されました案件、議案第37号令和2年度大木町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について、審査を終え、採決を行い、全員原案のとおり認定すべきと決定しました。

以上、第1決算審査特別委員会の審査の経過と結果の報告を終わります。

議長 委員長の報告を終わります。

委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

質疑なし

議長 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

第1決算審査特別委員会委員長、ありがとうございました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

討論なし

議長 討論なしと認めます。

採決を行いたいと思います。ご異議ありませんか。

異議なし

議長 ご異議なしと認めます。日程第4、議案第37号令和2年度大木町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定についてを採決いたします。この採決は起立によって行います。

この決算に対する委員長の報告は認定とするものです。この決算は、委員長の報告のとおり認定とすることに賛成の方は起立願います。

起立多数

議長 起立多数です。したがって、議案第37号令和2年度大木町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定については、委員長の報告のとおり認定することに決定しました。

お諮りいたします。諮問第1号人権擁護委員候補者の推薦についてを日程に追加し、追加日程第7、諮問第1号人権擁護委員候補者の推薦についてを議題とすることにご異議ありませんか。

異議なし

議長　　ご異議なしと認めます。したがって、諮問第1号人権擁護委員候補者の推薦についてを日程に追加し、議題とすることに決定しました。

職員に議案を朗読いたさせます。事務局長。

事務局長　　諮問第1号人権擁護委員候補者の推薦について、次の者を人権擁護委員の候補者として推薦することについて、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により、議会の意見を求める。

令和3年9月24日提出、大木町長、境公雄。

住所、福岡県三潴郡大木町大字前牟田583番地6、氏名、中村千賀子（66歳）。

以上です。

議長　　職員の朗読を終わります。

提出者から提案理由の説明を求めます。境町長。

境町長　　諮問第1号人権擁護委員候補者の推薦についての提案理由を申し上げます。

本案は、人権擁護委員の中村千賀子氏の任期が本年12月31日をもって満了することから、継続して同氏を推薦いたしたく、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求めるものでございます。

ご審議いただき、ご同意賜りますようお願い申し上げます、提案理由といたします。

議長 これをもって提案理由の説明を終わります。詳細にわたる説明は提出者からなされましたので、省略いたします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

質疑なし

議長 質疑なしといたします。これをもって質疑を終結いたします。

これから討論を行います。討論はありませんか。

討論なし

議長 討論なしと認めます。

お諮りいたします。追加日程第7、諮問第1号人権擁護委員候補者の推薦については、特に意見はないという意見とすることにご異議ありませんか。

異議なし

議長 ご異議なしと認めます。したがって、諮問第1号についてはそのように町長に意見を送付します。

日程第5、大木町議会運営委員会の閉会中の継続調査の申出についてを議題といたします。

議会運営委員長から、会議規則第72条の規定により、お手元に配付しました本会議の会期日程と議会の運営に関する事項について、閉会中の継続調査の

申出があります。

お諮りいたします。委員長からの申出のとおり閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

異議なし

議長　ご異議なしと認めます。したがって、委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

日程第6、大木町議会常任委員会の閉会中の継続調査の申出についてを議題といたします。

各委員長から、会議規則第72条の規定によって、お手元に配付しました所管事務の調査について、閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りいたします。各委員長からの申出のとおり閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

異議なし

議長　ご異議なしと認めます。したがって、各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

日程第7、諸般の報告を行います。

議員派遣の件14件について、大木町議会会議規則第118条の規定により、議長において許可をしておりました。お手元に配付いたしておりますとおり、その結果について派遣議員より報告がっておりますので、ここに報告といたします。

次に、お諮りいたします。本議会において議決されました案件で、誤読などにより条項、字句、数字、その他の整理を要するものについては、その処理を議長に委任されたいと思います。これにご異議ありませんか。

異議なし

議長　ご異議なしと認めます。したがって、議決されました案件で、条項、字句、数字、その他の整理は議長に委任することに決定しました。

日程第8、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第116条の規定により、議長において、12番、中島宗昭議員、1番、馬場高志議員、お二人を指名いたします。

これで本日の日程は全部終了いたしました。会議を閉じます。

令和3年第5回大木町議会定例会を閉会します。お疲れさまでした。

閉会　　11時11分

地方自治法第123条の規定により署名する

議 長 中 島 和 正

12番 中 島 宗 昭

1番 馬 場 高 志